

策定年度	平成 1 5 年度
変更年度	平成 1 8 年度

瀬戸市水田農業ビジョン

平成 1 9 年 3 月

瀬戸市地域水田農業推進協議会

目 次

(1) 対策の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 1
地域農業の特性	
作物振興、水田利用の将来方向	
担い手の明確化と育成の将来方向	・ ・ ・ ・ 2
(2) 具体的な目標	・ ・ ・ ・ 2
作物の作付けおよび販売の目標	
1) 作付け目標	
2) 販売目標	・ ・ ・ ・ 3
担い手の明確化、育成及び土地利用集積目標	
(3) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）	・ ・ ・ ・ 3
交付対象者	
交付算定単価	・ ・ ・ ・ 4
(4) 担い手リスト	・ ・ ・ ・ 4

瀬戸市水田農業ビジョン

(1) 対策の基本的な考え方

地域農業の特性

瀬戸市は名古屋市の北東部に位置し、恵まれた自然の中で名古屋都市圏に近い都市近郊農業であり、水稻を基幹として野菜、畜産を主な作目としている。本市における水田の状況は平坦地では、ほ場整備が完了しているが、丘陵地及び山間地に分布している水田については、面積も狭く、かつ散在しているため、整備が困難となっている。

作物振興、水田利用の将来方向

本市の農業生産は、水稻を基幹として野菜、畜産を主な作目としているが、近年都市化の進展により、耕作面積と農業従事者の減少が進んでおり、更には高齢化により農業をとり巻く環境が大きく変化してきている。この様な状況の中で、地域の自然的条件を十分に考慮し都市近郊農業の利点を活かしつつ、活力ある農業を展開するため次のことに取り組む。

- 1) 米の需給安定対策として、水田に水稻以外の作物を作付けすることを奨励し、水田農業構造改革対策を進める。
- 2) 都市近郊農業の特性を活かした産地直売制度の拡充を図る。
- 3) 耕作放棄地を未然に防ぐため、農地の管理を適切に行い、地域の活性化や農地の保全を図ることができる景観形成作物の栽培を図る。
- 4) 認定農業者に対し土地利用集積（作業委託を含む。）を推進する。
- 5) 地産地消作物の推進を図る。
- 6) 安全・安心ニーズに応える環境保全型農業の普及、定着を図る。

担い手の明確化と育成の将来方向

将来にわたる地域の水田農業の担い手としてふさわしい者を特定することを目指して認定農業者として認定すべく農業経営改善計画の策定支援をおこなう。

(2) 具体的な目標

作物の作付けおよび販売の目標

1) 作付け目標

・水稲

地域の特性に適した品種、祭り晴・あいちのかおりを中心とした作付け目標とする。

単位 ha

作物名	品種名	現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成22年度の目標
水稲	コシヒカリ	1	0	0	0
	祭り晴	76	76	75	70
	あさひの夢	3	3	0	0
	あいちのかおり	29	29	27	25
	ミネアサヒ	20	20	20	20
	もち米	5	5	5	5
	その他	0	0	0	0
	計	134	133	127	120

・転作作物

耕作放棄地を未然に防ぎ農地の保全を図るため転作作物や景観形成作物の栽培を図る。

単位：ha

作物名	品種名	現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成22年度の目標
転作作物 (飼料作物等、雑穀)	作物の種類、別表参照 (飼料作物等)	1.96	2.00	2.00	2.00
(野菜)	同上(野菜等)	40.45	40.00	40.00	40.00
(永年性作物)	同上(果樹等)	4.75	4.50	4.50	4.00
(景観形成作物)	同上(花き等)	0.14	1.00	1.20	2.00
計		47.30	47.50	47.70	48.00

2) 販売目標

単位 t

作物名	品種名	現在の状況	平成19年度の目標	平成20年度の目標	平成22年度の目標
水稲	うるち米	50.0	57.0	54.0	52.0
	計	50.0	57.0	54.0	52.0

担い手の明確化、育成及び土地利用集積目標

瀬戸市水田農業ビジョンにおける担い手としては、2ha以上の水田農業経営を意欲的に取り組む個人又は、5ha以上の水田経営規模の集落営農組織を基本とするが、基本以下の小規模の者等も営農を拡大していこうと意欲的に取り組んでいる個人及び集落営農組織についても、担い手の候補として育成する。また、高齢化、兼業化に伴う担い手の不足が懸念されるが、この展開にあたっては集落、地域農業集団との連携を密接にする等組織的な活動を推進し団地化を図るとともに、最も効率のよい担い手に農地を集積（作業委託を含む。）する。

(3) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）

交付対象者

交付金の交付対象は、生産調整達成者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出金（水稲作付がある場合10a当たり1,500円）を拠出した農業者に対して、瀬戸市地域水田農業推進協議会から交付する。

平成15年度までのとも補償とは異なり県協議会から地域協議会に交付された助成金額の範囲内での交付とする。

交付算定単価及び作物の種類

(1) 交付算定単価

飼料作物等、雑穀、野菜	5 千円 / 1 0 アール
永年性作物	5 千円 / 1 0 アール
景観形成作物等	1 0 千円 / 1 0 アール
調整水田・自己保全管理	2 千円 / 1 0 アール

(2) 作物の種類

別表による。

(4) 担い手リスト

《リストは省略》